

サンドーム福井利用料金免除利用実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、少子高齢化社が進む中、福井県産業振興施設（以下「サンドーム福井」という。）イベントホール棟を住民の健康増進や子どもたちの健全育成、地域産業の活性化などの推進に有効利用し、県民へのサービス向上を図るため、福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例（以下「条例」という。）第15条および福井県産業振興施設の設置および管理に関する条例施行規則第6条、福井県産業施設利用規程（以下「利用規程」という。）第11条第4号の規定に基づき、サンドーム福井の施設等の利用料金の全部を免除する利用（以下「免除利用」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(免除利用の対象とする施設および備品)

第2条 免除利用の対象とする施設および備品は、条例別表第一に規定するメインホールならびに別表第三に規定するイベントホール棟の机およびいすとする。

(免除利用の対象とする行事)

第3条 免除利用の対象とする行事は、丹南地域（鯖江市、越前市、池田町、南越前町および越前町をいう。）に所在する事業所、同地域の住民が所属する団体、学校、自治会、サークル等が主催する行事（10人以上の参加が見込まれるものに限る。）とする。

(免除利用の対象とする日)

第4条 免除利用の対象とする日（以下「免除対象日」という。）は、サンドーム福井の指定管理者である一般財団法人福井県産業会館（以下「管理者」という。）理事長（以下「理事長」という。）が決定する。

2 理事長は、毎月初めの開館日に当月分および翌月分の免除対象日を管理者のホームページに掲示し、周知広報する。

(免除利用の対象とする利用時間)

第5条 免除利用の対象とする時間は、免除対象日の午前9時から午後5時までとする。

(免除利用の対象とする利用目的)

第6条 免除利用の対象とする利用目的は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

(1) 健康増進またはレクリエーション活動

- (2) 幼児または児童生徒の健全育成活動
- (3) 技術開発または社員教育活動
- (4) その他理事長が適当と認める活動

(免除利用の対象としない利用内容)

第7条 利用内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、免除利用の対象としない。

- (1) 商品等の宣伝、展示、販売などを行う場合
- (2) 前条各号の利用目的に適合しない普及広報活動を行う場合
- (3) 参加費等を徴収する場合
- (4) その他理事長が不適當と認める場合

(免除利用の申請)

第8条 免除利用を希望する者(以下「免除利用希望者」という。)は、理事長に対し、持参、郵送、メールまたはファクシミリにより、サンドーム福井内の事務所へサンドーム福井イベントホール等(利用料金免除)利用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を提出するものとする。

- 2 免除利用希望者は、免除対象日が管理者のホームページに掲載された後、利用予定期間の初日の日から7日前までに前項に規定する申請を行うものとする。
- 3 理事長は、前項に規定する期限までの日の午前9時から午後5時までの間(休館日を除く。)、先着順に第1項の申請書を受け付けるものとする。ただし、郵送、メール、ファクシミリによる申請書については、前日の午後5時から当日の午前9時までには到達したものを含め、到達時刻の順に当日の午後5時直前に到達したものとみなす。

(免除利用の承認)

第9条 理事長は、免除利用の承認(以下「免除利用承認」という。)をしたときは、サンドーム福井イベントホール等(利用料金免除)利用承認書(様式第2号。以下「承認書」という。)を免除利用希望者に交付する。

- 2 理事長は、前項の承認をしたときには、承認の対象となった免除対象日に係る前条第1項に規定する申請の受付および第4条第2項の規定による周知広報を中止することができる。
- 3 理事長は、第1項の承認をしたときに承認を受けた者(以下「免除利用者」という。)以外からも同一の免除対象日について前条第1項に規定する申請がされていた場合には、当該申請者に利用できない旨を記録の残る方法で速やかに連絡しなければならない。
- 4 理事長は、免除利用承認をしたときは、当分の間、前月分を取りまとめて毎月10日までに申請書および承認書の写しを添え、福井県産業労働部産業技術課長に報告する。

(免除利用承認の変更)

第10条 免除利用者は、承認に係る内容を変更しようとするときは、申請書の内容を変更し、理事長に提出しなければならない

- 2 理事長は、前項に規定する承認に係る内容変更を認めたときは、変更内容を反映した承認書を免除利用者に交付する。

(免除利用承認の取消等)

第11条 理事長は、第9条第1項の免除利用の承認後も、免除利用予定日に利用規程第4条の利用の申請による催事が行われることとなった場合および利用規程第7条各号に該当する場合には、免除利用承認を取消し、その効力を停止し、もしくはその条件を変更し、または行為の中止もしくは施設等を原状に回復することその他必要な措置を命ずることができる。

- 2 前項の規定による利用承認の取消等によって発生する損害については、免除利用者の負担とする。

(利用規程の準用)

第12条 免除利用承認を受けた利用に当たっては、利用規程第12条（禁止行為）、第13条（承認を要する行為）、第15条（報告、職員等の立ち入り、指示等）、第16条（善管注意義務）、第17条（原状回復義務）および第18条（損害賠償責任）の規定を準用する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年9月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、従前のサンドーム福井平日利用に係る利用料金免除試行的実施要領は、廃止する。
- 3 この要領は、制定後毎年度末、周知の状況、利用状況、県民の要望等を勘案し、より利用しやすいものとなるよう検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる。